

## 鹿島市訓令甲第53号

### 鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 市長は、ゼロカーボンシティを実現するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）に基づき実施する地域の脱炭素化を図る事業を行う者に対し、予算の範囲内において鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語は、国交付要綱において使用する用語の例による。

#### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、要件及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国実施要領別表第1に定めるところとする。

#### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であって、補助対象事業の種類ごとに、それぞれ別表に定める補助対象者の要件に該当するものとする。

- (1) 補助対象事業の種類ごとに定める設備について、同様の補助金等の交付を受けた者が同一世帯内（自らを含む。）にいないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。

2 補助対象者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に指定する期日までに、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式第1号の1及び様式第1号の2）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請額の根拠となる資料（見積書等）
- (2) 補助対象事業で整備する設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等）
- (3) 補助対象事業で整備する設備が高効率空調設備及び高効率給湯器の場合、従来の設備に対して省CO<sub>2</sub>を証明する書類
- (4) 代理申請の場合、代理申請に係る委任状（様式第2号）
- (5) 市税の滞納がない証明（市内に事業所等を有する法人のみ）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の書類には、第3条第2項に規定する補助対象経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の経費の負担額及び負担方法についても記載するものとする。

3 申請者は、補助金の交付決定前において早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金事前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業着手の日は環境省から

市に通知された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定日（令和6年6月21日）以降に限るものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定をする場合においては、規則第6条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の額の確定後に、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金額を減額すべき事情が生じた場合又はやむを得ず補助対象事業により取得した設備を処分する必要がある場合は、速やかに市長に報告すること。
- (2) 補助対象事業により取得した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (3) 第17条に規定する期間を経過するまでの間、補助対象事業により取得した設備の温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 市長から補助対象事業により取得した設備に係る発電電力量、自家消費率及び売電量の実績等に関する報告の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。
- (5) 関係書類の原本を補助金の交付の決定の日の属する年度の終了後5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、第6条第1項の規定による交付決定通知書を受領した日から15日を経過する日までとする。

（変更等の承認申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条に規定する補助対象事業の内容の変更等をしようとする場合は、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第6号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第8号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書等）
- (2) 補助対象事業で整備した設備の保証書の写し
- (3) 補助対象事業で整備した設備の設置状態を示す写真（自宅等の一部と設備が写るもの）
- (4) 振込先口座が分かる書類
- (5) 補助対象事業で整備した設備が太陽光発電設備の場合で、余剰電力を電力会社に売電する場合、電力の売買に係る契約書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日までにしなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は前条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。

2 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付請求書（様式第10号）

)により補助金の請求を行うものとする。

(太陽光発電設備に係る報告)

第13条 太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた者は、太陽光発電設備の発電電力量、自家消費率及び売電量について、設置した日の属する月の翌月から12か月後までの利用状況を太陽光発電自家消費率報告書(様式第11号)により市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において市長は、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金取消通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(1) 規則第9条第2項又は規則第18条第1項に該当する場合

(2) 補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、その返還命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第19条第2項の規定に準じ、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

3 市長は、第1項の返還を命ずる場合であって、規則第18条に基づく交付の決定の取消しである場合には、適正化法第19条第1項の規定に準じその命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とし、同条第2号に規定する市長が定めるものは、取得価格が50万円以上のものとする。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）の例による。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年訓令甲第58号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年訓令甲第19号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年訓令甲第47号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

1 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入事業

(1) 太陽光発電設備（自家消費型：P P A・リース等による公共施設等への設置）

補助対象者	太陽光発電設備設置事業者
要件	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 5 各種法令に遵守した設備であること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。
補助率	事業費の1 / 2以内（P P A・リース等） ※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1, 0 0 0円未満の端数は切り捨てる。

(2) 太陽光発電設備（自家消費型：個人設置）

補助対象者	次のいずれかに該当する者とする。 1 自ら所有し居住する市内の一戸建て住宅、自ら所有し居住するために新築する市内の一戸建て住宅又は自ら所有し居住するために購入する市内の一戸建て住宅（以下これらを「個人宅」という。）に設置する者 2 住居兼事業所に設置する者 3 個人宅又は住居兼事業所に、当該所有者とのP P A又はリース契約に基づき設置する者
要件	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 出力1 0 k Wを上限とするものであること。

	<p>3 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>4 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>5 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>6 各種法令に遵守した設備であること。</p> <p>7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p>
補助率	<p>1 7万円／kW以内（交付対象上限は5kW相当分とする。）</p> <p>2 ソーラーカーポートを導入する場合は、1／3以内</p> <p>3 建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合は、3／5以内</p> <p>4 建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合は、1／2以内</p> <p>※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

(3) 太陽光発電設備（自家消費型：事業者設置）

補助対象者	<p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>1 自ら所有し事業活動を実施している市内の店舗若しくは事業所、自ら所有し事業活動を実施するために新築する市内の店舗若しくは事業所又は自ら所有し事業活動を実施するために購入する市内の店舗若しくは事業所（以下これらを「市内事業所」という。）に設置する者</p> <p>2 市内事業所に、当該所有者とのPPA又はリース契約に基づき設置する者</p>
要件	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 出力10kW以上であること。</p> <p>3 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>4 商用化され、導入実績があるものであること。また、</p>

	<p>中古設備は交付対象外とする。</p> <p>5 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>6 各種法令に遵守した設備であること。</p> <p>7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p>
補助率	<p>1 5万円／kW以内（交付対象上限は100kW相当分とする。）</p> <p>2 ソーラーカーポートを導入する場合は、1／3以内</p> <p>3 建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合は、3／5以内</p> <p>4 建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合は、1／2以内</p> <p>※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

#### (4) 蓄電池

補助対象者	<p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>1 個人宅に設置する者</p> <p>2 住居兼事業所に設置する者</p> <p>3 個人宅又は住居兼事業所に、当該所有者とのPPA又はリース契約に基づき設置する者</p>
要件	<p>(2)の付帯設備として設置する蓄電池であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 20kWh未満の家庭用であること。</p> <p>3 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>4 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>5 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>6 各種法令に遵守した設備であること。</p>

	7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。
補助率	蓄電池の価格（円／kWh）の1／3以内（交付対象上限は10kWh相当分とし、14.1万円／kWh（工事費込み・税抜き）の1／3を上限とする。） ※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

## 2 地域共生・地域裨益型再エネの立地の推進事業

### (1) 太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）

補助対象者	太陽光発電設備設置事業者
要件	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2イ（キ）に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 5 各種法令に遵守した設備であること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。
補助率	事業費の1／2以内 ※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

### (2) 蓄電池

補助対象者	蓄電池設備設置事業者
要件	(1)の付帯設備として設置する蓄電池であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2イ（コ）に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。

	<p>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>5 各種法令に遵守した設備であること。</p> <p>6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p>
補助率	<p>蓄電池の価格（円／kWh）の1／3以内（交付対象上限は16.0万円／kWh（工事費込み・税抜き）の1／3を上限とする。）</p> <p>※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

### (3) 熱利用設備

補助対象者	未利用排熱活用設備導入事業者
要件	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2イ（ケ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 本市の区域内に設置されるものであること。</p> <p>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>5 各種法令に遵守した設備であること。</p> <p>6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p>
補助率	<p>事業費の2／3以内</p> <p>※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

## 3 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導の推進事業

### (1) 高効率空調設備

補助対象者	リース事業者
要件	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2ウ(チ)に定める交付要件を満たすこと。 2 市内小中学校に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 5 各種法令に遵守した設備であること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。
補助率	事業費の1/2以内 ※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(2) 高効率空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器の導入事業

補助対象者	次のいずれかに該当する者とする。 1 鹿島市の重要伝統的建造物群保存地区に居住する者 2 空き家バンクに登録されている空家に住む者
要件	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと。 2 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 4 各種法令に遵守した設備であること。 5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。
補助率	事業費の1/2以内 ※ 事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

様式第1号の1（第5条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書  
（一般家庭向け）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象設備

太陽光発電設備及び付帯設備（補助対象者：市民）	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（上限額 35 万円） 容量 kW×7 万円	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池 容量 kWh（上限額 47 万円） 設置費用 円×1/3（工事費込み・税抜き）	円
<input type="checkbox"/> ソーラーカーポート（上限額 35 万円） 設置費用 円×1/3（工事費込み・税抜き）	円
<input type="checkbox"/> 建材一体型太陽光発電設備（窓）（上限額 35 万円） 設置費用 円×3/5（工事費込み・税抜き）	円
<input type="checkbox"/> 建材一体型太陽光発電設備（壁）（上限額 35 万円） 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円
高効率設備機器（補助対象者：伝建地区住民・空家バンク登録物件購入者）	
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備 エアコン 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器 エコキュート 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円
<input type="checkbox"/> 高効率照明機器 LED 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円

### 3 同意事項（□にチェックを入れてください）

<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、市民は30%以上の自家消費率を敷地内で自ら消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、市にデータ等の提供をすること。
<input type="checkbox"/>	補助金の審査のために、鹿島市が申請者及び同一世帯員の住民登録資料、税務関係資料等を確認することに同意すること。
<input type="checkbox"/>	鹿島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないことを認め、鹿島市が必要と判断したときは、佐賀県警察本部に対して、暴力団員等か否かについて照会することに同意すること。
<input type="checkbox"/>	取得した設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間、継続して使用すること。
<input type="checkbox"/>	他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環計発第2203303号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

### 4 添付書類

- (1) 交付申請額の根拠となる資料（見積書等）
- (2) 補助対象事業で整備する設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等）
- (3) 補助対象事業で整備する設備が高効率空調設備及び高効率給湯器の場合、従来の機器等に対して省CO<sub>2</sub>を証明する書類
- (4) 代理申請の場合、代理申請に係る委任状（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第5条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書  
（事業者向け）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象設備

公共施設への太陽光発電設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円
太陽光発電設備及び付帯設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（上限額500万円） 容量 kW×5万円	円
<input type="checkbox"/> ソーラーカーポート（上限額500万円） 設置費用 円×1/3（工事費込み・税抜き）	円
<input type="checkbox"/> 建材一体型太陽光発電設備（窓）（上限額500万円） 設置費用 円×3/5（工事費込み・税抜き）	円
<input type="checkbox"/> 建材一体型太陽光発電設備（壁）（上限額500万円） 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円
地域共生・地域裨益型太陽光発電設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円

<input type="checkbox"/> 蓄電池 容量 kWh 設置費用 円×1/3（工事費込み・税抜き）	円
地域共生・地域裨益型熱利用設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 熱利用設備 設置費用 円×2/3（工事費込み・税抜き）	円
業務ビル高効率空調設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備 設置費用 円×1/2（工事費込み・税抜き）	円

### 3 同意事項（にチェックを入れてください）

<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又はF I P制度の認定を取得しないこと。
<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、事業者は50%以上の自家消費率を敷地内で自ら消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、市にデータ等の提供をすること。
<input type="checkbox"/>	鹿島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないことを認め、鹿島市が必要と判断したときは、佐賀県警察本部に対して、暴力団員等か否かについて照会することに同意すること。
<input type="checkbox"/>	取得した設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間、継続して使用すること。
<input type="checkbox"/>	他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和4年環計発第2203303号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

### 4 添付書類

- (1) 交付申請額の根拠となる資料（見積書等）
- (2) 補助対象事業で整備する設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等）
- (3) 補助対象事業で整備する設備が高効率空調設備及び高効率給湯器の場合

合、従来の機器等に対して省CO<sub>2</sub>を証明する書類

- (4) 代理申請の場合、代理申請に係る委任状（様式第2号）
- (5) 市税の滞納がない証明
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

代理申請に係る委任状

年 月 日

鹿島市長 様

代理人 住 所  
氏 名

上記の者を代理人と定め、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付に係る手続を委任します。

委任者 住 所  
氏 名

様式第3号（第5条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金事前着手届

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の申請に当たり、下記理由から事前着手したく、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合においても異議は申し立てません。

記

事前着手の理由	
着手予定年月日	年 月 日

様式第4号（第6条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金  
交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付決定額	(1)太陽光発電設備（自家消費型）	円
	(2)蓄電池	円
	(3)ソーラーカーポート	円
	(4)高効率空調設備	円
	(5)高効率給湯器	円
	(6)高効率照明機器	円
	(7)公共施設への太陽光設備	円
	(8)地域共生・地域裨益型太陽光発電設備	円
	(9)地域共生・地域裨益型蓄電池	円
	(10)熱利用設備	円
	(11)業務ビル高効率空調設備	円

<p>交付の条件</p>	<p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。</p> <p>(4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から15日を経過する日までとする。</p> <p>(5) その他鹿島市補助金交付規則及び鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。</p>
<p>補助金交付申請額の一部を決定する場合はその理由</p>	

様式第 5 号（第 6 条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金  
不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長 印

年 月 日付けで申請のあった鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付について、次の理由により不交付と決定したので、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

【不交付の理由】

様式第 6 号（第 9 条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金  
（変更・中止・取下）承認申請書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

年 月 日付けで交付決定を受けた鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金について、補助事業の内容変更、中止又は取下の承認を受けたいので、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

補助金の交付決定	文書番号	
	文書発出日	年 月 日
承認申請の種類	※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内容変更 <input type="checkbox"/> 中 止 <input type="checkbox"/> 取 下	
承認申請の理由		
補助金の交付決定額 ※内容変更の場合のみ記載	(変更前) 円	(変更後) 円

様式第7号（第9条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金  
（変更・中止・取下）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長 印

年 月 日付けで申請のありました鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認について、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第9条2項の規定により次のとおり変更内容を承認したので、同項の規定により通知します。

記

- 1 承認する内容変更・中止・取下の別  
内容変更 ・ 中止 ・ 取下
- 2 補助金の交付決定額  
(変更前) 円  
(変更後) 円
- 3 その他変更事項  
(変更前)  
(変更後)

様式第8号（第10条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号にて交付決定のありました鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金について、事業が完了したため、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付決定補助金額 金 円

2 補助金確定申請額 金 円

3 補助金実績額

太陽光発電設備及び付帯設備（補助対象者：市民及び事業者）	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（自家消費型）	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池（事業者は対象外）	円
<input type="checkbox"/> ソーラーカーポート	円
高効率設備機器（補助対象者：伝建地区住民・空家バンク登録物件購入者）	
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備	円
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	円
<input type="checkbox"/> 高効率照明機器	円
地域共生・地域裨益型太陽光発電設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 公共施設への太陽光発電設備（自家消費型）	円
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池（地域共生・地域裨益型）	円
地域共生・地域裨益型熱利用設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 熱利用設備	円
業務ビル高効率設備機器（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備	円

#### 4 設備設置報告

##### (1) 太陽光発電設備及び付帯設備

太陽光発電設備	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	
	太陽光モジュールの合計出力値			. kW
	パワーコンディショナーの合計出力値			. kW
蓄電池	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	
	蓄電容量（総電力の数値）			. kWh

##### (2) 高効率設備機器

<input type="checkbox"/> 空調機器	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	
<input type="checkbox"/> 給湯器	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	
<input type="checkbox"/> 照明機器	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	
	設置個所数			

※ 該当するものにチェックを入れてください

##### (3) 地域共生・地域裨益型太陽光発電設備及び付帯設備

太陽光発電設備	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	
	太陽光モジュールの合計出力値			. kW
	パワーコンディショナーの合計出力値			. kW
蓄電池	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	
	蓄電容量（総電力の数値）			. kWh

##### (4) 地域共生・地域裨益型熱利用設備

熱利用設備	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	

##### (5) 業務ビル等高効率空調設備

空調設備	工事完了日	年 月 日	設置事業者	
	メーカー名		型式	

## 5 添付書類

- (1) 補助対象事業に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書等）
- (2) 補助対象事業で整備した設備の製品保証書の写し
- (3) 補助対象事業で整備した設備の設置状態を示す写真（自宅等の一部と設備が写るもの）
- (4) 振込先口座が分かる書類
- (5) 補助対象事業で整備した設備が太陽光発電設備の場合で、余剰電力を電力会社に売電する場合、電力の売買に係る契約書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長 印

年 月 日付の事業実績報告書により、 年度事業補助金の額  
を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定額
- 3 補助条件
  - (1) 鹿島市補助金交付規則及び鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
  - (2) 取得した設備は、法定耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならないこと。

様式第10号（第12条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付請求書

年 月 日

鹿島市長

申請者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金について、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 支店名
- (3) 口座種別 普通 ・ 当座
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義

注記 債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

太陽光発電自家消費率報告書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付を受けた太陽光発電設備の自家消費率について、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により下記のとおり報告します。

記

交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

設置した住宅の所在地	鹿島市	
太陽光発電設備出力	kW	
報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
発電量(a)	kWh	
売電量(b)	kWh	
自家消費量(c)	kWh	(a) - (b) で計算
自家消費率	%	(c) ÷ (a) で計算 (小数点以下切捨て)

- ※ 発電量及び売電量の数量の分かる書類を添付すること。
- ※ 自家消費率が市民は 3 0 % 未満、事業者は 5 0 % 未満となる場合、交付した補助金は返還対象となります。

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金取消通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長 印

年 月 日付で交付決定した鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金について、鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、交付決定を取消します。

取消理由	
------	--